

平成30年12月12日

中部経済産業局

ビジネス特許セミナー ～自動車の潮流 CASE（ツナガル・自動化・利活用・電動化）の 対応に困っていませんか？～の開催について

自動車を巡っては、近年、ツナガル・自動化・利活用・電動化（いわゆる「CASE」）による大きな技術革新の波が訪れており、こうした大きな構造変化により、従前のビジネスモデルが大きな変更を迫られています。

そこで、新たな「モノ」+「サービス/ソリューション」のビジネスモデルを考えるため、ビジネス関連発明（※別紙1参照）の特許に着目し、当地域における新たなビジネス創出を促すセミナーを開催いたします。

【ビジネス特許セミナーの概要】

日 時 : 平成31年1月22日（火）14:00～16:30（受付：13:30～）
場 所 : ウィンクあいち13階 特別会議室1302
定 員 : 80名（参加費無料）
申 込 方 法 : 別紙チラシをご参照ください

【プログラム】

14:00～14:05 「セミナー趣旨説明について」

説明者：中部経済産業局 産業部 製造産業課自動車関連産業室 担当者

14:05～14:20 「ビジネス関連発明の必要性について」

講演者：名古屋大学 学術研究・産学官連携推進本部 知財・技術移転グループ
特任教授 伏本 正典氏

14:20～15:20 「ビジネス関連発明申請者の体験談～どのようにしてアイデアを考え、
特許としたか～」

講演者：株式会社ハッピー 代表取締役 橋本 英夫氏

15:20～16:00 「ビジネス関連発明の特許取得事例紹介と特許取得の留意点～
どの範囲がビジネス関連発明の特許となり得るのか～」

講演者：特許庁 審査第四部審査調査室 主査 萩島 豪氏

16:00～16:30 個別相談会（※事前申込み制。参加登録の際に併せてご入力ください。）

16:30 閉会

（お問い合わせ先）

中部経済産業局 産業部 製造産業課 課長 山田
担当 鈴木

TEL：052-951-2724

ビジネス特許セミナー

自動車の潮流CASE（ツナガル・自動化・利活用・電動化）の 対応に困っていませんか？～

自動車を巡っては、近年、ツナガル・自動化・利活用・電動化（いわゆる「CASE」）による大きな技術革新の波が訪れており、こうした大きな構造変化により、従前のビジネスモデルが大きな変更を迫られています。

そこで、新たな「モノ」+「サービス/ソリューション」のビジネスモデルを考えるため、ビジネス関連発明の特許に着目し、当地域における新たなビジネス創出を促すセミナーを開催いたします！

セミナーでは、ビジネス関連発明事例や株式会社ハッピー 代表取締役 橋本英夫氏に、「ビジネス関連発明申請者の体験談」をお話いただき、皆様の新たな発想・発想の転換や次の第一歩を踏み出すきっかけとなることを目指します。

開催概要

日時：平成31年1月22日（火）14:00～16:30（受付：13:30～）

場所：ウインクあいち13階 特別会議室1302

参加費：無料

定員：80名（先着順）

主催者：経済産業省 中部経済産業局

プログラム

14:00～14:05 「セミナー趣旨説明について」

説明者：中部経済産業局 産業部 製造産業課自動車関連産業室 担当者

14:05～14:20 「ビジネス関連発明の必要性について」

講演者：名古屋大学 学術研究・産学官連携推進本部 知財・技術移転グループ
特任教授 伏本 正典氏

14:20～15:20 「ビジネス関連発明申請者の体験談～どのようにしてアイデアを考え、特許としたか～」

講演者：株式会社ハッピー 代表取締役 橋本 英夫氏

15:20～16:00 「ビジネス関連発明の特許取得事例紹介と特許取得の留意点～どの範囲がビジネス関連発明の特許となり得るのか～」

講演者：特許庁 審査第四部審査調査室 主査 萩島 豪氏

16:00～16:30 個別相談会

（※事前申込み制。参加登録の際に併せてご入力ください。）

16:30 閉会

参加登録方法

以下URLより必要事項を記載のうえ、お申し込みください。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/chubu01/20190122jidousya>

※個別相談会に関しましては、希望者多数の場合、ご調整させていただく場合がございます。

お問い合わせ先

中部経済産業局 製造産業課 自動車関連産業室

TEL : 052-951-2724 E-Mail:chb-jidousha@meti.go.jp

会場案内図

ウインクあいち13階 特別会議室1302

(所在地：〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38)



アクセス：名古屋駅徒歩2分

※個人情報は本事業の運営に関わる業務以外では使用いたしません。

○ビジネス関連発明とは、ビジネス方法がICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)を利用して実現された発明です。

○特許制度は技術の保護を通じて産業の発達に寄与することを目的としています。したがって、販売管理や、生産管理に関する画期的なアイデアを思いついたとしても、アイデアそのものは特許の保護対象になりません。

○一方、そうしたアイデアがICTを利用して実現された発明は、ビジネス関連発明として特許の保護対象となります。

ビジネス方法

販売管理、ポイントサービス

物流、生産管理、流通、配送、
工程管理、在庫管理

注文、仲介、広告、顧客情報管理

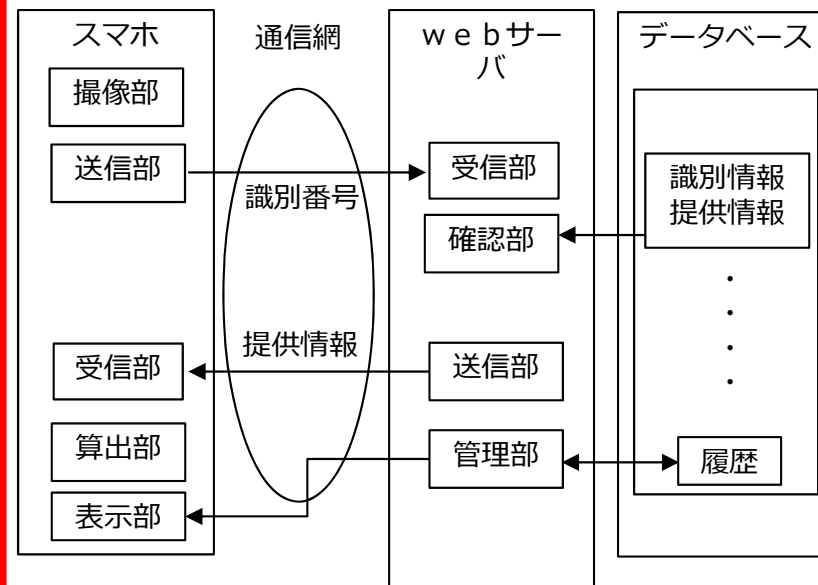
銀行、保険、証券業務

企業会計、給与管理、人事管理

情報検索、ビッグデータ解析、
認証、決済、課金



ICT



ビジネス関連発明

販売、サービス支援システム

統合的生産管理システム

電子商取引システム

金融システム

社内業務システム

基盤システム